

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区分		要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納		
		期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額					
		件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
所 得 税	源 泉 分	13,626	5,027	5,470	1,507	19,096	6,534	6,971	1,596	12,125	4,938	
	申 告 分	54,024	8,591	30,371	4,450	84,395	13,041	34,693	5,235	49,702	7,806	
	計	67,650	13,618	35,841	5,957	103,491	19,575	41,664	6,831	61,827	12,744	
法 人 税		3,286	2,710	2,890	1,900	6,176	4,610	3,261	2,290	2,915	2,320	
相 続 税		424	751	645	880	1,069	1,631	673	964	396	667	
消 費 税	外	-	1,844	-	3,602	-	5,446	-	3,483	-	1,963	
		39,707	7,383	26,002	13,709	65,709	21,092	28,266	13,493	37,443	7,599	
そ の 他		356	28	1,649	119	2,005	147	1,486	109	519	38	
合 計		外	-	1,844	-	3,602	-	5,446	-	3,483	-	1,963
			111,423	24,490	67,027	22,565	178,450	47,055	75,350	23,687	103,100	23,368

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

調査時点：平成27年6月30日

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

区 分	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納						
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額									
平 成 22 年 度	外	件 -	百万円 2,650	外	件 -	百万円 3,854	外	件 -	百万円 6,504	外	件 -	百万円 4,001	外	件 -	百万円 2,503
		136,113	32,638		83,779	29,251		219,892	61,889		82,432	30,562		137,460	31,327
平 成 23 年 度	外	-	2,503	外	-	3,543	外	-	6,046	外	-	3,735	外	-	2,311
		137,460	31,327		76,860	25,092		214,320	56,419		82,523	26,985		131,797	29,434
平 成 24 年 度	外	-	2,311	外	-	3,342	外	-	5,653	外	-	3,564	外	-	2,089
		131,797	29,434		74,462	22,687		206,259	52,121		82,357	24,990		123,902	27,131
平 成 25 年 度	外	-	2,089	外	-	2,994	外	-	5,083	外	-	3,239	外	-	1,844
		123,902	27,131		66,970	20,021		190,872	47,152		79,449	22,662		111,423	24,490
平 成 26 年 度	外	-	1,844	外	-	3,602	外	-	5,446	外	-	3,483	外	-	1,963
		111,423	24,490		67,027	22,565		178,450	47,055		75,350	23,687		103,100	23,368

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納 計									
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
鳥 取	3,387	412	2,287	712	5,674	1,124	2,193	665	3,481	459
米 子	2,686	332	2,077	568	4,763	900	2,139	570	2,624	330
倉 吉	1,323	122	760	218	2,083	340	771	186	1,312	154
鳥 取 県 計	7,396	866	5,124	1,498	12,520	2,364	5,103	1,421	7,417	943
松 江	2,212	250	2,315	534	4,527	785	2,536	516	1,991	268
浜 田	837	104	774	243	1,611	348	830	221	781	127
出 雲	1,414	157	1,486	416	2,900	573	1,439	374	1,461	199
益 田	673	75	536	125	1,209	200	628	126	581	75
石 見 大 田	196	27	264	95	460	122	239	78	221	44
大 東	584	54	413	82	997	136	612	90	385	46
西 郷	38	5	166	44	204	49	128	37	76	12
鳥 根 県 計	5,954	672	5,954	1,539	11,908	2,213	6,412	1,442	5,496	771
岡 山 東	4,336	538	3,254	1,014	7,590	1,552	3,610	1,042	3,980	510
岡 山 西	4,798	683	3,258	1,124	8,056	1,806	3,727	1,205	4,329	601
西 大 寺	960	113	745	201	1,705	314	747	200	958	114
瀬 戸	538	61	561	155	1,099	216	526	151	573	65
児 島	636	54	688	122	1,324	176	820	130	504	46
倉 敷	4,636	556	3,289	953	7,925	1,508	3,237	893	4,688	615
玉 島	686	91	656	148	1,342	239	586	145	756	94
津 山	1,311	139	1,476	401	2,787	540	1,648	373	1,139	168
玉 野	794	74	533	123	1,327	198	613	127	714	70
笠 岡	807	83	670	190	1,477	273	725	193	752	81
高 梁	44	7	113	24	157	30	106	24	51	6
新 見	132	11	205	54	337	65	169	47	168	18
久 世	352	32	319	91	671	123	382	81	289	42
岡 山 県 計	20,030	2,442	15,767	4,600	35,797	7,040	16,896	4,611	18,901	2,430
広 島 東	4,900	721	2,610	1,009	7,510	1,731	2,652	975	4,858	756
広 島 南	2,638	374	1,426	512	4,064	886	1,574	528	2,490	359
広 島 西	5,530	758	3,265	1,059	8,795	1,817	3,962	1,142	4,833	675
広 島 北	5,484	613	3,301	851	8,785	1,464	4,034	887	4,751	578
呉	2,463	340	2,205	631	4,668	971	2,217	614	2,451	357
竹 原	381	44	219	58	600	102	232	54	368	49
三 原	948	116	804	202	1,752	318	768	199	984	119
尾 道	2,508	258	1,294	416	3,802	674	1,734	450	2,068	224
福 山	5,732	679	3,306	1,191	9,038	1,870	3,868	1,132	5,170	738
府 中	1,227	160	715	214	1,942	374	839	247	1,103	127
三 次	654	79	538	157	1,192	236	559	147	633	89
庄 原	485	76	290	88	775	165	256	88	519	77
西 条	2,044	249	1,151	421	3,195	670	1,322	408	1,873	262
廿 日 市	4,510	541	2,101	615	6,611	1,156	2,886	688	3,725	468
海 田	2,889	316	1,639	508	4,528	824	1,746	502	2,782	322
吉 田	675	85	396	128	1,071	213	449	132	622	80
広 島 県 計	43,068	5,409	25,260	8,060	68,328	13,471	29,098	8,193	39,230	5,280
下 関	3,660	420	2,373	677	6,033	1,098	2,938	732	3,095	365
宇 部	2,671	277	1,879	626	4,550	902	1,731	561	2,819	341
山 口	3,112	350	1,774	488	4,886	838	1,826	481	3,060	357
萩	897	85	534	101	1,431	186	751	117	680	68
徳 山	5,077	559	2,302	627	7,379	1,186	2,845	684	4,534	502
防 府	2,233	232	936	251	3,169	484	1,210	259	1,959	224
岩 国	2,558	310	1,392	413	3,950	723	1,690	445	2,260	278
光	1,198	126	647	160	1,845	286	595	159	1,250	127
長 門	420	37	231	68	651	105	442	71	209	34
柳 井	918	90	371	102	1,289	192	463	111	826	81
柳 井	1,650	184	738	234	2,388	418	923	239	1,465	180
山 口 県 計	24,394	2,670	13,177	3,747	37,571	6,418	15,414	3,859	22,157	2,557
局 引 受 分	10,581	12,427	1,745	3,121	12,326	15,549	2,427	4,161	9,899	11,388
総 計	111,423	24,490	67,027	22,565	178,450	47,055	75,350	23,687	103,100	23,368

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額 (支 払 命 令 官 分)
	千円
平 成 22 年 度	202,611,483
平 成 23 年 度	203,934,580
平 成 24 年 度	188,556,999
平 成 25 年 度	192,128,085
平 成 26 年 度	230,403,586
源 泉 所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税	74,963,055
申 告 所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税	6,288,965
法 人 税	24,174,357
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	119,204,131
そ の 他	5,773,078
還 付 金 合 計	230,403,586

調査期間 : 平成26年4月1日から平成27年3月31日

用語の説明 : 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱
いのものをいう。

(注) 還付加算金を含む。